

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

平成22年10月8日

広島県西部総務事務所長 新 田 輝 樹
(広島県西部建設事務所)

県一般22第16号

1 調達内容

(1) 工事名

主要地方道矢野安浦線 道路改良工事（〔仮称〕矢野安浦トンネル工区）

(2) 工事場所

広島県安芸郡熊野町萩原～広島県東広島市黒瀬町津江

(3) 工事概要

工事延長 L=1,235メートル W=6.5(10.00～13.25)メートル

トンネル延長 L=1,167メートル W=6.5(10.75～13.25)メートル

掘削土量 V=90,500立方メートル

明かり部延長 L=68メートル W=6.5(10.0)メートル

掘削土量 V=27,490立方メートル

調整池工 N=1箇所

(4) 工期（予定）

平成23年2月定例広島県議会の議決の日の翌日から平成25年8月2日まで(約29か月)

(5) 予定価格

2,392,911,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 特定共同企業体に関する事項

(1) 特定共同企業体の構成に係る要件

ア 3に掲げる要件を満たす3者で構成するものとする。

なお、3(1)イの格付けの組合せは、A・A・A又はA・A・Bとする。

イ 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度は、20パーセント以上とし、代表者の出資比率は構

成員中で最大とする。

エ いずれの構成員も、本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(2) 特定共同企業体に係る資格審査

特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書の提出（後記5(1)）の際に、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。

3 本件工事の入札に参加する者に必要な資格

(1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、イ、ウ及びエの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、アの業種についてのものとする。

ア 土木一式工事について、平成21年度及び平成22年度の広島県の一般競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、平成20年広島県告示第761号（平成21年度及び平成22年度において県が発注する建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木局総務管理部建設産業課（広島市中区基町10-52 電話082-513-3821）

イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級が、代表者にあつてはA、代表以外の構成員にあつてはA又はBであること。

ウ 年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が1(5)に掲げる予定価格以上であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可及び施工実績年数は通算しない。

なお、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に取り扱うことができるものとする。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者である株式会社オリエンタルコンサルタンツ以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有すること。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

カ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置若しくは下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第 10 条第 2 項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていないこと。

キ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

ケ この入札への参加を希望する他の特定共同企業体の構成員（自らを構成員とする特定共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

(ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法〔平成 17 年法律第 86 号〕第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

コ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) 技術要件

特定共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること。

また、特定共同企業体の代表者以外の構成員は、イの要件（(イ)の部分を除く。）を満たして、それに関する資料の提出ができること。

ア 同種（同規模）工事の元請施工実績

平成 9 年 4 月 1 日から平成22年10月 7 日までの間に完成検査を受けている、道路トンネル工事であって、トンネル延長が930メートル以上であるもの（公共工事等に限る。）の元請人又は共同企業体の代表者としての施工実績を有すること。

なお、特定共同企業体又は経常共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。

イ 配置技術者に係る要件

次に掲げる要件及び別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）の 3 に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場

に専任で1人以上配置できること。

(ア) (1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士など)であること。

(イ) アに掲げる種類及び規模の工事において、監理技術者又は主任技術者等(現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。)としての経験を有すること。

4 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成22年10月8日から平成22年11月26日までの休日(広島県の休日を定める条例〔平成元年広島県条例第2号〕第1条第1項の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

広島県西部建設事務所建設総務課(広島市南区比治山本町16-12 電話082-250-8151)

(2) 設計図書は、希望する者に対して次のとおり有料配布する。

なお、希望者は、設計図書有料配布申請書を株式会社NCPサプライ広島支店に、直接ファクシミリ、電子メール又は持参することにより申し込むものとする。

ア 受付日時

平成22年10月8日から平成22年10月14日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

株式会社NCPサプライ広島支店(広島市西区三篠北町19-27イケダビル4F)
(電話082-509-0151, ファクシミリ:082-509-0232, E-mail:hiroshima@ncp-supply.co.jp)

ウ 申請書

設計図書有料配布申請書は、広島県の調達情報のホームページ(「様式集」-「入札・資格関係様式」)からダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/img/tosho.pdf>

(3) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参することにより提出すること。

ア 受付日時

平成22年10月8日から平成22年11月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

(1)イに同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成 22 年 10 月 8 日から平成 22 年 11 月 26 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 閲覧場所

(1) イに同じ。

5 入札手続等

(1) 入札参加希望書

ア 本件入札に参加を希望する特定共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

(ア) 提出期間

平成 22 年 10 月 8 日から平成 22 年 10 月 25 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 提出方法

a 特定共同企業体の代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者は、代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出

b a以外の者

持参により提出

(ウ) 持参の場合の提出場所

4 (1)イに同じ。

イ 特定共同企業体結成等に関する書類及び入札参加希望書等の用紙は、ア(ア)の期間に 7 の場所で配布する。

(2) 入札参加資格の確認結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を平成 22 年 11 月 4 日までに代表者に通知する。

(3) 技術資料の提出

ア 本件入札に参加する者は、入札期間終了時まで技術資料を提出しなければならない。

イ 技術資料の様式は、(1)ア(ア)の期間に 7 の場所で配布する。

ウ 提出場所

4 (1)イに同じ。

(4) 入札

次のとおり行う。

なお、郵送による入札は、平成 22 年 11 月 26 日午後 4 時 30 分までに広島県西部建設事務所建設総務課に必着とする。

ア 入札期間

平成 22 年 11 月 25 日午前 9 時から平成 22 年 11 月 26 日午後 4 時 30 分まで(持参による場合及び電子要領に規定する書面参加を行う場合は、平成 22 年 11 月 25 日午後 4 時 30 分から平成 22 年 11 月 26 日午前 9 時までを除く。)

イ 入札場所

広島県西部建設事務所建設総務課

(5) 開札

次のとおり行う。

ア 開札日時

平成 22 年 11 月 29 日午後 1 時 30 分

イ 開札場所

広島県西部建設事務所 入札室

6 その他

(1) 契約締結後の技術提案

ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案できる。提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。

詳細は、特記仕様書による。(契約後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式)

ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

イ VE 提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

ウ 広島県が VE 提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、VE 提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。

(2) 電子納品

ア 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、広島県電子納品実施要領〔工事編〕平成21年5月(以下「要領」という。)に基づいて作成されたものを指す。

イ 工事完成図は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体で3部提出する。要領で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、

要領の解釈に疑義がある場合は、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、紙による工事完成図書の提出は監督員と協議の上、決定する。

(3) その他

前各項に掲げるもののほか、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特定政令適用）による。

7 問合せ先

- (1) 広島県土木局土木整備部道路河川管理課（広島市中区基町 10-52 電話 082 - 513-3885）
- (2) 広島県土木局土木整備部道路整備課（広島市中区基町 10-52 電話 082 - 513-3898）
- (3) 広島県西部建設事務所建設総務課（広島市南区比治山本町 16-12 電話 082-250-8151）
- (4) 広島県西部建設事務所工務第一課（広島市南区比治山本町 16-12 電話 082-250-8155）

8 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of Yanoyasuura tunnel (tentative name)
- (2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30p.m., 25 October, 2010
- (3) Time limit for the submission of tenders : 4:30p.m., 26 November, 2010
(tenders submitted by mail : 4:30p.m., 26 November, 2010)
- (4) Contact point for tender documentation : Western Office of Construction, Hiroshima Prefectural Government
16-12 Hijiyamahonmachi, Minami ku Hiroshima City 732-0816 Japan
TEL . 082-250-8151